

社会福祉法人 宇都宮市母子寡婦福祉連合会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員が法人の理事会、評議員会及び監査またはその他の会議に出席したときは報酬を支払う。ただし、同一日に開催された会議に出席したときは、最初の会議に出席したときのみ、その報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支払う。
- 3 理事長が、定款施行細則第31条に基づき、その専決事項について概ね2時間以上業務を執行し、または業務の指導監督を行ったときは報酬を支払う。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の理事の報酬総額（職員給与を受けている理事を除く。）は、年間150万円以内とする。

- 2 法人の監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 役員の報酬は、別記1に定める額とする。
- 4 公認会計士及び税理士の資格を有する監事が監査業務に従事したときの報酬は、前項の報酬は適用せず、別記2に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記3に定める額とする。
- 6 理事長の報酬は、別記4に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の報酬は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月8日（評議員会の議決日）から施行する。

なお平成29年1月1日施行の役員等に関する報酬規程は、この役員等及び評議員の報酬に関する規程の施行に伴い廃止する。

別記1 役員の報酬

区分	報酬
理事	
監事	5,000円

別記2 資格を有する監事の監査業務時の報酬

区分	報酬
監事	10,000円

別記3 評議員の報酬

区分	報酬
評議員	5,000円

別記4 理事長の日額報酬

区分	報酬
理事長	8,000円

※理事長が業務を執行したときは、業務日誌等により記録し
保存するものとする。